

足立区 中学校生活指導員

(会計年度任用職員・日給制)

令和7年度採用候補者名簿登載のご案内

生徒たちの充実した学校生活のために
学校現場で働いてみませんか？

足立区教育委員会

足立区 中学校生活指導員（会計年度任用職員）



令和7年度採用候補者名簿登載のご案内

足立区教育委員会（以下「教育委員会」という。）は、中学校における生活指導を支援し、良好な学習環境の維持と向上を図るために、生活指導の補助や校内巡回等の業務を行う会計年度任用職員（＝中学校生活指導員）を配置し、教職員の校務負担の軽減を図るとともに、学力向上を側面から支援しています。この冊子は、中学校生活指導員採用候補者名簿（以下「名簿」という。）登載者募集のご案内です。

1 応募資格

- ・ 地方公務員法第16条及び学校教育法第9条に規定する欠格事項に該当しない方で、学校教育に関心を有するとともに生徒の人格形成を目的として行われる生活指導を補助できる方
- ・ 採用日から令和8年3月31日まで、年間を通じて勤務できる方

2 応募から名簿登載まで

（1）応募書類（指定様式）

履歴書（JIS様式推奨、写真添付（3ヶ月以内のもの））※応募書類は返却しません。

（2）応募方法等

提出先 〒120-8510 足立区中央本町1-17-1（足立区役所南館5階）

足立区教育委員会 教育指導課 教育指導係

「中学校生活指導員 募集担当」あて

応募方法 提出先へ持参または簡易書留にて郵送（応募書類は返却しません）

※ 持参する場合は、午前9時から午後5時まで（土・日・祝日を除く）

（3）応募から名簿登載までの流れ

応募受付 ⇒ 書類審査 ⇒ 名簿登載 ⇒ 名簿登載結果通知送付

（4）名簿登載

書類審査の結果、合格者は名簿に登載します（後日、結果通知を送付）。

名簿登載期間は、登載日から令和8年3月31日までとし、名簿登載期間内に採用に至らない場合は失効します。

(5) 名簿削除

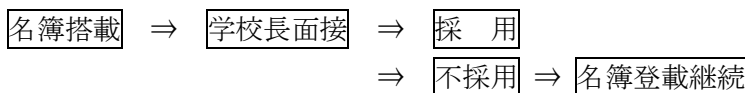
以下に該当する場合は、名簿から削除します。

- ① 心身の故障等により、中学校生活指導員としての適性を欠く場合
- ② 選考資格を欠いていることが明らかとなった場合
- ③ 名簿登載期間が終了した場合
- ④ 本人が辞退した場合

3 名簿登載から採用まで

(1) 名簿登載から採用までの流れ

学校長が名簿から候補者を選定し、面接を行い、採用が内定します。



名簿に登載されても、学校長面接の連絡等がなく、また、面接の結果として採用に至らないことがあります。

(2) 採用関係書類の提出

学校長面接により、採用が内定した場合は、以下の書類を提出していただきます。なお、提出書類は、返却いたしません。

＜採用決定後の提出書類＞

- ・ 履歴書
- ・ 住民票（本籍・続柄省略、マイナンバー不要）※ 任用前3ヶ月以内のもの。
- ・ 個人番号カード等（写し）

※ その他、採用に関する必要書類があります。

(3) 名簿登載後の連絡等

以下の場合は、速やかに届け出るようお願いいたします(電話連絡可)。

- ・ 名簿登載を辞退する場合
- ・ 住所、電話番号等を変更した場合

4 勤務内容

- (1) 対象は中学校全学年
- (2) 生活指導に関する補助業務
- (3) 校内等巡回業務
- (4) 各種報告書等の作成
- (5) その他、教育委員会が必要と認める業務

5 勤務条件等(予定)

(1)	任用期間	任用日から令和8年3月31日まで ※ 任用の事由が消滅した場合は、期間の途中で任用期間が終了することがあります。
(2)	報酬額	月額9,802円
(3)	通勤手当	支給あり（予定、上限あり）
(4)	期末手当	実績により支給あり
(5)	勤務日数	年間165日 ※ 令和7年4月1日採用の場合。年度途中での採用の場合は、任用日に応じた所定の勤務日数になります。 (例：6月1日採用：135日、7月1日採用：117日等)
(6)	勤務時間	1日6時間（原則午前8時30分から午後3時30分） ※ 勤務日・勤務時間の割振りは、勤務する学校により異なります。
(7)	勤務場所	足立区立中学校
(8)	休暇等	年次有給休暇、慶弔休暇等あり
(9)	社会保険等	社会保険なし、労災保険補償あり
(10)	その他	退職金制度・昇給制度なし

◆◇◆お気軽にお問い合わせください◆◇◆

担 当 足立区教育委員会 教育指導課 教育指導係

住 所 〒120-8510

足立区中央本町1-17-1（足立区役所南館5階）

電 話 03-3880-5974（直通）

U R L パソコン <http://www.city.adachi.tokyo.jp/>